

24時間サービスへの取組が重要



ノテ福祉会
対馬徳昭理事長

今回新設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下・24時間サービス）を札幌市で開始しました。次期介護保険改正までの3年間は24時間サービス

の実績が非常に重要視されると考えています。政策をどのように建てるか、24時間サービスが検証材料になるのです。このサービスを普及させるには、中重度の在宅支援がどれだけ出来ているのか実績を作り、自治体の整備計画に十分に盛り込んでもらうこと、そして

2年以内には札幌市でサテライト事業所を中心とした地域包括ケア体制を構築し、その後大都市圏でも同じモデルを構築させていきたいと考えています。

て事業継続が出来る介護報酬になっています

ので収益が上がるモデルだということをアピールして参入事業者を集めていくことが重要だと考えます。

間は461単位（同）な生じる。加えて、「これまでの方が400単位も報酬が増える計算になる。また、こうした方式の場合は、食事や入浴の提供をしないケースもあるので、その部分の設備投資が不要になるというメリットも

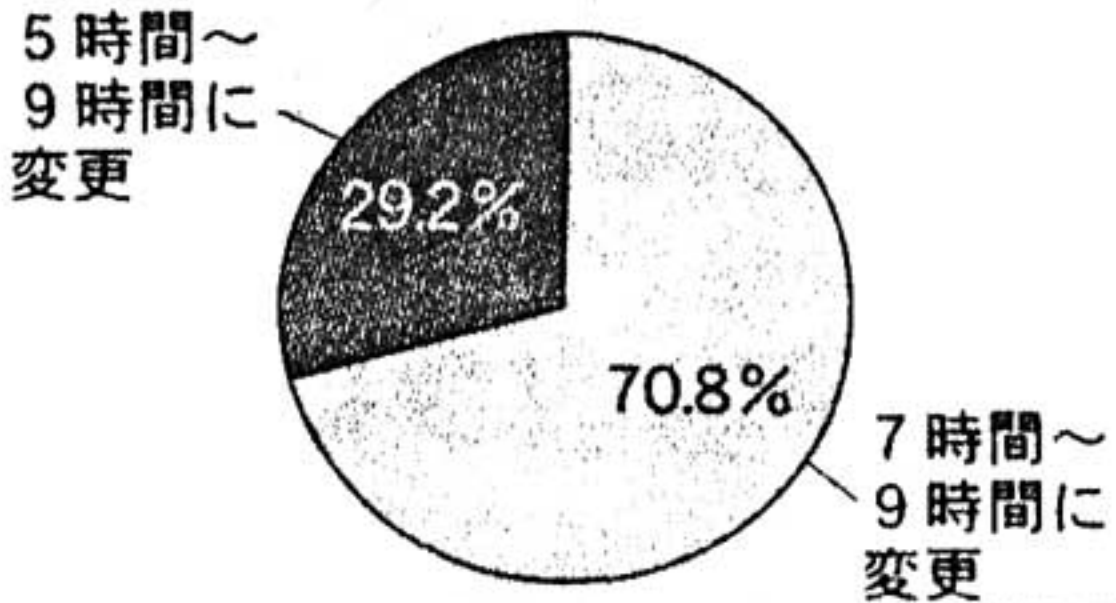
声がある。しかし、一方で、1日2回転以上となると、1回転のデイに比べて多くの利用者の確保が必要となるため、営業活動が十分に行えない中小事業者では取り組むことが難しいという点がネックとなる。

また、24時間サービスを手がける予定の事業者からは「従来通りの時間帯の方がいい」という声も挙がっている。

「24時間サービスの利用者がデイサービスに行くときは、デイのサービス提供時間に関らず24時間サービスの報酬は『基本報酬の1日分の3分の2』減算されます。つまり、3時間デイなどで利

△2面につづく▽

Q. 6時間から8時間のサービス提供を行っている事業者に質問。
現在のサービス提供時間などの様に変更する予定か。



ることが必要だ。

これに対する事業者の考え方は大きく二分される。まずは、サービス提供時間を3時間などの短時間にして、午前・午後2回転制にするなどのケース。リハビリ型デイサービスなどによく見られる形式だ。

例えば、新報酬では6時間は592単位（要介護1の場合）。一方3時

デイ時間見直し 報酬額も変更

デイサービスの時間区分が変更になったことの影響も大きい。例えば、これまで「6～8時間」の区分だった事業者は「5～7時間」「7～9時間」のいずれかの区分になる。これにより、介護報酬が大きく変わるため、事業者は、なるべく減算の影響を受けない様にサービス時間を変更す

デイ、サービス時間二極化か

夜間対応し新規利用者を獲得